

平成25年 壱岐市議会定例会 12月議会 会議録(第1日)

議事日程(第1号)

平成25年12月3日 午前10時00分開議

日程第1	会議録署名議員の指名		9番 田原 輝男 10番 豊坂 敏文
日程第2	審議期間の決定		17日間 決定
日程第3	諸般の報告		議長 報告
日程第4	行政報告		市長 説明
日程第5	議案第91号	壱岐市職員の再任用に関する条例の制定について	総務部長 説明
日程第6	議案第92号	壱岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	総務部長 説明
日程第7	議案第93号	壱岐市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	総務部長 説明
日程第8	議案第94号	壱岐市職員の給与に関する条例の一部改正について	総務部長 説明
日程第9	議案第95号	壱岐市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	総務部長 説明
日程第10	議案第96号	延滞金の割合等の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	総務部長 説明
日程第11	議案第97号	壱岐市敬老祝金条例の一部改正について	市民部長 説明
日程第12	議案第98号	壱岐市へき地診療所条例の一部改正について	保健環境部長 説明
日程第13	議案第99号	壱岐市漁業集落排水処理施設条例の一部改正について	建設部長 説明
日程第14	議案第100号	壱岐市公共下水道条例の一部改正について	建設部長 説明
日程第15	議案第101号	壱岐市水道事業給水条例の一部改正について	建設部長 説明
日程第16	議案第102号	壱岐市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について	病院部長 説明
日程第17	議案第103号	壱岐市火災予防条例の一部改正について	消防長 説明
日程第18	議案第104号	財産の無償譲渡について	市民部長 説明

日程第19	議案第105号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐出会いの村）	農林水産部長	説明
日程第20	議案第106号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市猿岩物産館）	農林水産部長	説明
日程第21	議案第107号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐風民の郷）	農林水産部長	説明
日程第22	議案第108号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市営印通寺共同店舗）	企画振興部長	説明
日程第23	議案第109号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市国民宿舎壱岐島荘）	企画振興部長	説明
日程第24	議案第110号	新市建設計画の一部変更について	企画振興部長	説明
日程第25	議案第111号	初山A辺地（変更）、勝本辺地（変更）、石田辺地（変更）に係る総合整備計画の策定について	企画振興部長	説明
日程第26	議案第112号	八幡浦地区特定漁港整備工事請負契約の変更について	農林水産部長	説明
日程第27	議案第113号	平成25年度壱岐市一般会計補正予算（第6号）	財政課長	説明
日程第28	議案第114号	平成25年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	保健環境部長	説明
日程第29	議案第115号	平成25年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）	建設部長	説明
日程第30	議案第116号	平成25年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第2号）	建設部長	説明
日程第31	議案第117号	平成25年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第2号）	市民部長	説明
日程第32	議案第118号	平成25年度壱岐市病院事業会計補正予算（第2号）	病院部長	説明
日程第33	陳情第4号	石田町妻ヶ島大型観光リゾート化に関する陳情		
日程第34	陳情第5号	義務教育費国庫負担制度の堅持に関する陳情		
日程第35	要望第3号	ゲートボール場の整備等に関する要望		
日程第36	要望第4号	佐賀県玄海町、玄海原子力発電所（以下「原発」という。）の、現市道の県道昇格についての要望		

本日の会議に付した事件

（議事日程第1号に同じ）

出席議員（16名）

1番 赤木 貴尚君	2番 土谷 勇二君
3番 呼子 好君	4番 音嶋 正吾君
5番 小金丸益明君	6番 深見 義輝君
7番 今西 菊乃君	8番 市山 和幸君
9番 田原 輝男君	10番 豊坂 敏文君
11番 中田 恭一君	12番 久間 進君
13番 市山 繁君	14番 牧永 護君
15番 鵜瀬 和博君	16番 町田 正一君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長	榊崎 文雄君	事務局次長	米村 和久君
事務局次長補佐	吉井 弘二君	事務局書記	若宮 廣祐君

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	中原 康壽君
副市長	山下 三郎君	教育長	久保田良和君
総務部長	眞鍋 陽晃君	企画振興部長	山本 利文君
市民部長	川原 裕喜君	保健環境部長	斉藤 和秀君
建設部長	原田憲一郎君	農林水産部長	堀江 敬治君
教育次長	米倉 勇次君	消防本部消防長	小川 聖治君
病院部長	左野 健治君	総務課長	久間 博喜君
財政課長	西原 辰也君	会計管理者	土谷 勝君

午前10時00分開議

○議長（町田 正一君） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前に御報告いたします。長崎新聞社ほか3名の方から報道取材のため、撮影機材等の使用の申し出があり、許可をいたしておりますので御了承願います。

ただいまの出席議員は16名であり、定足数に達しております。

ただいまから、平成25年壱岐市議会定例会12月会議を開きます。

これから議事日程表第1号により、本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（町田 正一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

12月会議の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、9番、田原輝男議員、10番、豊坂敏文議員を指名いたします。

日程第2. 審議期間の決定

○議長（町田 正一君） 日程第2、審議期間の決定についてを議題とします。

12月会議の審議期間につきましては、去る11月25日、議会運営委員会が開催され、協議をされておりますので、議会運営委員長に対し協議結果の報告を求めます。小金丸議会運営委員長。

〔議会運営委員長（小金丸益明君） 登壇〕

○議会運営委員長（小金丸益明君） 皆さん、おはようございます。議会運営委員会の報告をいたします。

平成25年壱岐市議会定例会12月会議の議事運営について協議のため、去る11月25日、議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果について報告いたします。

審議期間の日程案につきましては、各議員のお手元に配付しておりますが、本日から12月19日までの17日間と申し合わせをいたしました。

本定例会12月会議に提案されます案件は、条例制定2件、条例の一部改正11件、請負契約の変更1件、補正予算6件、その他8件の合計28件となっております。

また、陳情3件、要望2件を受理いたしておりますが、お手元に配付のとおりであります。

本日は、審議期間の決定、議長の報告、市長の行政報告の後、本日送付された議案の上程、説明を行います。

12月4日から12月8日まで休会といたしておりますが、一般質問並びに質疑についての通告をされる方は、12月5日木曜日の正午までに通告書の提出をお願いいたします。

12月9日は議案に対する質疑を行い、所管の委員会へ審査付託を行いますが、質疑をされる場合は事前通告をされるようお願いいたします。平成25年度壱岐市一般会計補正予算につきましては、特別委員会を設置して審査すべきということを確認しております。なお、予算について質疑される場合においても、質疑の通告書を提出されるよう、あわせてお願いいたします。

12月10日、11日の2日間で一般質問を行います。質問の順序、通告書につきましては、申し合わせのとおりであります。

12月13日、16日、各常任委員会、12月17日は予算特別委員会の開催日としております。

12月19日、本会議を開催し、各委員長の報告を受けた後、議案等の審議、採決を行い、全日程を終了したいと思います。

なお、本定例会の審議期間中に追加議案が1件提出される予定ではありますが、委員会付託を予定いたしております。

以上が、平成25年壱岐市議会定例会12月会議の審議期間の日程案であります。円滑な運営に御協力賜りますようお願い申し上げ、報告といたします。

〔議会運営委員長（小金丸益明君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） お諮りします。12月会議の審議期間は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から12月19日までの17日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 御異議なしと認めます。したがって12月会議の審議期間は、本日から12月19日までの17日間と決定いたしました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（町田 正一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

平成25年壱岐市議会定例会12月会議に提出され、受理した議案等は28件と陳情等5件であります。

次に、監査委員より、例月出納検査及び前期定期監査の報告書が提出されており、その写しをお手元に配付しておりますので、御高覧をお願いします。

次に、11月15日、県庁において、白川市長並びに山本県議とともに中村知事に対し、壱岐市単独での要望として「壱岐市民病院の長崎県病院企業団への早期加入について」「漁業燃油高騰対策について」「小学校複式学級編制基準の引き下げについて」等、11項目の要望を行ったところであります。

次に、系統議長会であります。

去る10月15日から17日に長崎県市議会議長会の行政調査が行われ、北海道函館市では「政務調査費のホームページ公開について」と岩手県平泉町では、「平泉の世界文化遺産」などについて視察研修を行いました。

次に、10月21日東京都において「特定国境離島関係打合せ会議」に出席いたしました。会

議では、外海に位置する国境離島で連携して、新法制定に向けて今後要望活動をしていくことを確認し、全国離島振興市町村議会議長会でも特別決議を得る方向で検討することが了承されました。

次に、11月11日、東京都において開催された「地方議会活性化シンポジウム2013」に出席いたしました。会議では、国土緑化推進機構の佐々木理事長の「民主制の見方と議会の役割」と題して基調講演があり、その後、「分権時代に求められる地方議会の役割とは何か」をテーマにパネルディスカッションがあり、これからの議会改革の方向性等について議論がなされました。

また、翌12日に開催された「第32回離島振興市町村議会議長会全国大会」に出席いたしました。会議では、大会宣言に続き、特定国境離島の保全及び振興に関する特別決議ほか2項目の特別決議がなされ、その後、14項目にわたる要望事項が提案され、審議、決定の後、決議がなされ、それぞれ実行運動を行うことが決定されました。

翌13日には、長崎県離島振興市町村議会議長会と町村議会議長会による地元選出国會議員に対する要望行動がなされ、全体で25項目、壱岐市からも知事への要望と同様の2項目について要望を行ったところであります。

また、12日の会議終了後、昨年度から延期されておりました長崎県離島三市二町の議長会議が開催され、国土交通省国土政策局の吉田課長を講師にお招きし「離島振興について」と題した講演の後、離島の共通する課題の解決について連携を図るとともに、国境離島新法制定に向けた取り組み、離島における航路運賃の低廉化等について協議を行ったところであります。

次に、11月18日、県庁において、長崎県離島振興市町村議会議長会及び長崎県町村議会議長会合同で、中村知事に対し、全体で28項目、本市からも「離島航路運賃の低廉化」と「漁業用燃油の高騰対策」について、直接要望を行ったところであります。

以上のとおり、系統議長会に関する報告を終わりますが、詳しい資料につきましては事務局に保管いたしておりますので、必要な方は御高覧をお願いします。

本12月会議において議案等説明のため、白川市長を初め教育委員会教育長に説明員として出席を要請しておりますので、御了承を願います。

以上で、私からの報告を終わります。

日程第4. 行政報告

○議長（町田 正一君） 次に、日程第4、行政報告を行います。

白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） おはようございます。

本日ここに、平成25年壱岐市議会定例会12月会議に当たり、前会議以降、本日までの市政の重要事項等、また今回、補正予算に計上した主な内容等について御報告申し上げ、議員皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

さて、この秋、多くの方々が叙勲や各表彰を受賞されました。11月3日に、平成25年秋の叙勲で、消防功勞として元市消防団長草合祐三様が瑞宝単光章を、第21回危険業務従事者叙勲で、消防功勞として元市消防長山川明様が瑞宝双光章を受賞されました。

また、本年度の県民表彰では、消防防災功勞として壱岐市消防団副団長西口千治様が、平成25年度文化庁地域文化功勞者表彰において、文化財保護分野で壱岐神楽保存会様が、平成25年度優良PTA文部科学大臣表彰を霞翠小学校PTAが受賞されました。さらに、離島振興60周年記念国土交通大臣表彰を玄海酒造株式会社代表取締役会長山内賢明様が、平成25年度行政相談委員総務大臣表彰を真上征治様が受賞されました。

このたび、叙勲、県民表彰、各大臣表彰等の栄に浴された皆様に対し、今日まで築かれた御功績に深甚なる敬意を表しますとともに、心からお喜びを申し上げます。

それでは、前定例会以降、本日までの市政の重要事項等について御報告申し上げます。

まず、**長崎県への要望活動について**でございます。

11月15日、長崎県に対し、壱岐市の単独要望を行いました。長崎県からは中村知事を初め幹部職員に対応いただき、本市からは、町田議長、山本県議にも御同席をいただきました。

要望項目については、壱岐市民病院の県病院企業団への早期加入について、漁業燃油高騰対策について、小学校複式学級編制基準の引き下げ等についてを初め嫦娥三島大橋、原島大橋架橋の早期実現、県道渡良浦初山線の整備、クロマグロの産卵期における漁獲制限について、勝本港に関連する施設整備等についてなど、11項目の要望を行ったところであります。

中村知事からは、重要項目について御回答いただきましたが、さらに他の項目についても御検討いただくこととなっております。

今後も、こうした壱岐市単独要望については、意見交換を含め積極的に実施してまいります。

次に、**職員とのハートミーティング**について申し上げます。

20代から30代の若手職員と壱岐市の将来、市政に対する思いや考えなど意見交換を行う「職員とのハートミーティング」を10月9日から行っております。職員からは、現在の仕事における取り組みや問題点、市政全般にわたる考えや思いなど対話することができ、大変有意義に感じております。私からは、従来の地域のリーダーであること、素早い対応をすること、常に壱岐市のことを考えることに加えまして、3つの目を持つことを要求いたしております。つまり、遠くを見る目、壱岐市の将来について、広く見る目、市全体のことについて、深く見る目、自分

の仕事に自信を持つ、職務のスペシャリストになることを要望いたしております。今後も、こうした職員との対話、意見交換を行い、意思の疎通を図りながら、職員一丸となって壱岐市の振興、発展に全力で取り組んでまいります。

次に、**大学との連携**について申し上げます。

長崎県立大学の「しま体験教育プログラム」が文部科学省の「地（知）の拠点整備事業」に採択されたことから、去る10月22日、同大学を訪問し、意見交換を行ってまいりました。

本事業は、自治体と連携し、全学的に地域を志向した教育・研究・地域貢献を進める大学を支援することで、課題解決に資するさまざまな人材や情報・技術が集まる地域コミュニティの中核的存在としての大学の機能強化を図ることを目的とされております。

県立大学では、長崎県の特徴である離島を取り上げ、「しま」でのフィールドワークを必修化することにより、学生たちが「しまを知る」、実際に訪れ「しまに学ぶ」、地域の人と交流し「地域をつなぐ」、そして地域課題の解決策を「地域に還す」ことを目指し、自治体と連携して実施するものとなっております。

平成26年度から事業が開始され、大学1年時にしまを知ることから始まり、2年時にフィールドワークを行う予定となっておりますので、実際には平成27年度から200人ほどの大学生が壱岐を訪れることとなります。

現在、事業の円滑な推進を図るため、県立大学との連携協定の締結に向け準備を進めているところであります。今後、県内他大学との連携も視野に、さらに積極的に取り組んでまいります。

次に、**交流人口の拡大**について申し上げます。

まず、**観光振興**についてでございますが、本市における観光客数を推計する上で参考となる九州郵船とオリエンタルエアブリッジの本年8月から10月までの乗降客数累計は、21万9,444人で、対前年度100.8%と昨年並みとなっております。8月から9月における乗降客数累計は対前年度106.2%と増加しておりましたが、10月に2度の台風接近による船舶の欠航等が影響し、対前年度87.2%となり、伸び率が鈍化いたしました。

また、情報発信・誘客活動として、広島市、東京都庁、大阪市において観光物産展を行うとともに、横浜市で開催された「第1回ゆるきゃらグルメフェスティバル」において着ぐるみ「人面石くん」の参加や、福岡市でのラジオ放送局まつり等に参加し、PR活動を行ってまいりました。今後も、あらゆる機会を利用し、観光PRや物産販売を行うとともに、県内離島の自治体や観光連盟と連携し、島の魅力発信に取り組んでまいります。

しま共通地域通貨事業「しまとく通貨」の長崎県全体の販売状況は、10月末現在で15億4,335万6,000円、年間目標に対し42.9%となっております。地域別の販売額の指標と捉えている換金額は、10月末現在において、壱岐市においては4億1,772万4,000円

で年間目標額の43.5%となっております。引き続き、事業の周知と販売促進に向けた取り組みを進めてまいります。

修学旅行、教育旅行の誘致については、9月に大阪市内、神戸市内を中心とした関西地区を、10月に長崎市内及び周辺市の小学校を対象に誘致活動を行いました。修学旅行、教育旅行の誘致については、受け入れる側の魅力の向上と体制の整備が大きな要因となりますので、本市観光連盟とも連携し、誘致活動を推進してまいります。

外国人誘客、いわゆるインバウンドの取り組みにつきまして、10月17日、九州観光推進機構主催の韓国・ソウル観光情報説明会に、市内4宿泊施設とともに旅行会社を対象にトップセールス、情報発信を行うとともに、台湾旅行者のモニターツアー招聘などを行ってまいりました。このように、積極的なインバウンド対策、誘致活動を進めておりますが、受け入れる宿の整備についても県補助の見通しがつき、今回、所要の予算を計上しておりますので、御審議賜りますようお願いいたします。

また、去る11月4日から8日まで、日中平和友好条約締結35周年及び長崎県日中親善協議会設立40周年を記念し、中村知事を初め県議会議員、県内市町関係者、友好団体等による中国への訪問を行いました。本市からは中原副市長を参加させましたが、今回の訪問では日中間の交流促進について意見交換を行うとともに、長崎県から帰国された留学生との交歓会も実施され、友好と信頼のきずながさらに深まったと聞いております。

本市と中国は、孫文と梅谷庄吉・トク夫妻との縁でこれまで友好関係を築いており、さらに福岡市と連携した中国の情報雑誌「外灘画報」撮影誘致事業など交流を促進しております。今後もこのきずなを大切に、さらに強固なものにしてまいりたいと考えております。

次に、**実業団等スポーツ合宿の誘致**について申し上げます。

各スポーツ合宿の誘致につきましては、島外スポーツ団体誘致促進助成金制度を設け、学生等を中心に実施しておりますが、このたび、全日本実業団対抗女子駅伝競走大会を初め全国的に活躍され、長崎県の陸上界を牽引していただいている十八銀行女子陸上部が、平成26年に壱岐市での合宿を決定した旨、御連絡をいただきました。決定に当たっては現地視察等を行っていただき、その結果、本市の自然、施設の状況、食を初め、合宿を行うに当たり最適な環境であるとのことで、大変ありがたく思っております。

今後、当陸上部とも意見交換を行いながら、合宿のできる環境を充実させ、さらなる誘致に取り組んでまいります。

次に、**兵庫県朝来市との交流**について申し上げます。

民間交流や学校、文化財交流などを行っている兵庫県朝来市の但馬・食文化まつりに参加し、壱岐のマグロの紹介など、壱岐の魅力のPRを行いました。また、朝来市長様、市議会議長様に

お会いし、友好都市・姉妹都市締結について協議を行ってまいりました。

来年3月1日、壱岐市合併10周年を機に、友好・交流をさらに深めるためにも、今後、友好都市・姉妹都市の意思表示の手だてを協議したいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

次に、**産業の振興**でございますが、まず**農業の振興**についてでございます。

本年度の水稻作況指数は、長崎県全体では98%でしたけれども、壱岐は100%と平年作の発表がなされました。早期米のコシヒカリは、高温による登熟障害等による品質低下により、1等13.1%、2等86.4%でしたが、本格作付の高温耐性のあるつや姫は、1等92.9%、2等6.1%と好成績で、収量・品質ともに、今後に期待の持てる結果が出ております。普通期米については、台風後の倒伏及び病害虫被害によりヒノヒカリが、1等7.1%、2等76.0%と品質低下の被害を受けた一方で、にこまるは、1等90.4%、2等9.6%でありました。

葉たばこにつきましては、準備期に雨が多く全体的に中柄であり、6月から曇天続きでの成熟不足、病害虫の発生で、目標収量の250キロに対し収量が198キロでしたけれども、10月10日から16日にかけて行われた収納・販売では、1キログラム当たり2,133円、10アール当たり代金42万1,335円と高い品質でありました。

施設園芸のアスパラガスについては、収穫面積13.7ヘクタールで、7年連続県内トップの反収を誇り、25年度販売金額が3億円を達成しております。これもひとえに生産農家皆様の御精進とJA壱岐市の積極的な取り組みのたまものと思っております。

畜産については、全国的な繁殖農家の減少に伴い、子牛の販売価格は昨年末から高値で推移しており、1日、2日の12月市では、平均56万2,735円で前回比106.9%の成績で、雌については平成18年10月以来の50万円台、去勢については平成18年8月以来の60万円台となっております。しかしながら、高齢化、後継者不足等による繁殖牛の飼養頭数が減少しておりますので、産地維持のため、抜本的な繁殖基盤の強化を図らねばと考えているところであります。

また、国の農業政策が、平成26年度より大きく変わろうとしております。政府は水田農業や経営所得安定対策等の見直しを行い、日本型直接支払制度の創設、水田活用の直接支払等の充実を図り、農業者の工夫と努力を反映する仕組みとして競争力強化を図り、担い手の規模拡大を後押しするとしておりますが、今後、JA壱岐市を初め関係機関・団体等と連携を密にしながら、今後の動向等を注視してまいります。

農地・農業用施設等災害につきましては、8月、9月の集中豪雨による被災申請箇所43地区の現地査定が実施され、その結果、平均査定率が95.7%、査定額は4,639万7,000円となりました。今後、早急に事務手続を進め、復旧工事に着手してまいります。

また、11月10日の豪雨により、農地・農業用施設災害26箇所、林地災害1箇所が発生しております。今回、所要の予算を計上しておりますので、御審議賜りますようお願いいたします。

次に、**水産業の振興**についてでございますが、本年4月から10月までの本市の漁獲量及び漁獲高を昨年同期と比較いたしますと、漁獲量は1,600トンで3.13%の増であるものの、漁獲高は16億6,000万円で1.08%の減となっており、魚価の低迷が深刻な状況にあります。

燃油価格高騰対策として、本年7月から、重油・軽油1リットル当たり10円の補助を行っておりますが、7月から10月までの燃油の取扱量を昨年同期と比較いたしますと、台風の影響もあり、やや減少しております。今後、下半期の漁獲量・漁獲高の増加に期待するとともに、漁家所得の増収を期待しております。

また、長崎県市長会において、本市が提案いたしました国の施策であるセーフティネットの特別対策発動ラインの現行制度までの引き下げや、発動基準の平均価格の算出根拠を見直し、原油高騰が始まった平成16年3月以前の価格を基準とする程度まで引き下げることが決議され、その後、10月に開催された九州市長会においても了承され、国に提出されております。

また、10月22日に市内の一本釣り漁業者347名が集い、クロマグロ漁を守るため資源管理型漁業を深く研究し、持続可能な漁業の実践を目的とした「壱岐市マグロ資源を考える会」が設立されました。活動としては、クロマグロの産卵期における漁獲制限を求めること、危機的状況下にあるクロマグロ資源の情報の共有を幅広く進め、国民運動となるよう行動を行うものであり、市といたしましても本会の趣旨を十分理解するとともに、各関係機関と連携を図りながら、資源管理型漁業を積極的に推進してまいります。

今後も、非常に厳しい状況にある水産業の振興に、各漁協を初め関係機関・団体と連携を図りながら、全力で取り組んでまいります。

次に、**教育**についてでございます。

まず、**長崎がんばらんば国体2014**についてでございますが、8月に開催したソフトボール競技と自転車競技ロードレースのリハーサル大会で得た課題を整理し、来年の本大会が、よりよい大会となるよう進めております。

本年開催された東京国体「スポーツ祭東京2013」に、壱岐市出身の2名のアスリートが長崎県代表として出場いたしました。ソフトボール成年女子に、ピッチャーとして豊永優選手が出場、準々決勝で、準優勝した愛媛県チームに延長戦の末、惜しくも敗れましたが、長崎県チームのベストエイト入りに貢献されました。バレーボール成年男子には山川賢祐選手が出場、1回戦で、準優勝した広島県に接戦の末、惜しくも敗れましたが、両選手とも県代表として大いに活躍されました。

地元開催となる来年の「長崎がんばらんば国体」でも、両選手を初め壱岐市出身選手の活躍を

期待するところであります。特に、本市で開催されるソフトボール成年女子においては、豊永選手がエースピッチャーとして期待されております。

今後とも、「長崎がんばらんば国体」がすばらしい大会となりますよう、市民皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

次に、**病院事業**についてでございますが、**市民病院**につきましては、壱岐市民病院の経営状況につきましては、本年4月から9月までの上半期の経常収支が約3,000万円の黒字となり、経営状況は確実に改善しております。特に入院患者は、診療体制の充実による患者受け入れ体制強化等によりまして、病床利用率は80%前後と安定して推移しております。

なお、CT及びマンモグラフィーの両撮影装置の更新が完了し、最新機器による検査体制の充実も進んでおり、今後も経営の安定化並びに市民皆様に信頼される病院づくりに努めてまいります。

また、来院者の増加に伴い、駐車場の拡張のため、市民病院正面玄関側に18台分の駐車スペースを増設する工事を12月から着手し、3月の完成を目指しております。工事期間中、市民病院を利用される皆様には御迷惑をおかけすることとなりますが、御理解、御協力をお願い申し上げます。

また、第3次長崎県地域医療再生計画に基づく事業として、研修医の宿泊施設の整備が補助事業として採択され、今回、所要の経費を計上しておりますので、御審議賜りますようお願いいたします。本事業は、研修室と宿舎を兼ねた施設を病院に併設し、研修医や卒後3年から5年の若手医師の確保を進め、若手医師育成の拠点としていくとともに、壱岐地域の医師不足解消の一翼を担うものと期待しております。

引き続き、長崎県病院企業団への早期加入に向けて、市民病院の機能強化の取り組み等について全力で進めてまいります。

防災、消防・救急について申し上げます。

去る9月から10月にかけて、東京都伊豆大島を中心に発生した台風災害では多数の方々がお亡くなりになるなど、甚大な被害が生じました。お亡くなりになられた方々並びに御遺族皆様に心から哀悼の意を表しますとともに、被災された方々に衷心よりお見舞いを申し上げます。今回の災害は、同じ離島として大変憂慮する事態と考えており、本市といたしましては、今後も防災対策に万全を期してまいります。

このたび、一般社団法人日本損害保険協会から、本市消防団郷ノ浦地区第7分団2部長島に小型動力ポンプ付軽消防自動車の寄贈を賜り、11月7日に総務省消防庁審議官等をお迎えし、寄贈式、放水訓練を行いました。本設備の整備により消防力の強化が図られるものであり、ここに改めて、日本損害保険協会を初め関係機関にお礼を申し上げます。今後も、壱岐市の安全安心な

住みよりまちづくりの実現のため、あらゆる機会を捉え、消防力の整備、強化に努めてまいります。

また、11月5日には、長崎県防災航空隊と壱岐市消防本部との合同救助訓練を実施いたしました。新型ヘリコプターによる実効性のある訓練となりました。今後も、各関係機関と連携を図りながら、有事に備え、万全の態勢をとってまいります。

本年1月から11月末現在の災害発生状況は、火災発生件数25件、救急出動件数1,472件となっており、昨年同期と比較いたしますと火災が5件の増、救急が60件の増となっております。これから年末年始にかけて火災の発生しやすい時期であります。市民皆様には、火の取り扱いなど御注意いただきますようお願いいたします。

次に、**原子力防災**について申し上げます。

去る10月19日、原子力安全連絡会が、本市で初めて開催されました。本市、県、九州電力、各関係機関の代表21名が出席し、玄海原子力発電所での放射能漏れ事故が起きた際の取り組み等について意見交換を行い、さらに避難経路、避難方法、原子力発電所の安全対策等について協議を行いました。

また、11月30日には、今回で2回目となる玄海原子力発電所での放射能漏れ事故を想定した平成25年度長崎県原子力防災訓練が、県内4市を初め、長崎県、佐賀県、福岡県の3県合同で開催されました。

特に今回は、県外への広域避難訓練を行い、本市からは航空自衛隊大型ヘリ、海上自衛隊ミサイル艇により、18名の市民皆様に福岡県大野城市体育館へ避難訓練を行っていただきました。このほか、情報収集伝達訓練、災害対策本部設置・運営訓練、緊急時モニタリング訓練、緊急被曝医療訓練、広報訓練、要援護者の搬送訓練等を行い、総勢約300人の御参加をいただきました。今回の訓練での成果や課題を検証し、今後も実践的な訓練を積み重ねながら、原子力防災対策に関係機関とも連携して取り組んでまいります。

次に、議案関係について御説明をいたします。

補正予算でございますけれども、本議会に提出しております補正予算の概要は、一般会計補正総額マイナス2億1,005万9,000円、各特別会計の補正総額2,465万9,000円となり、本定例会に提出いたしました一般会計、各特別会計補正の合計は1億8,540万円の減となります。なお、現計予算と合算した本年度の一般会計予算は229億5,530万9,000円で、特別会計につきましては104億9,982万7,000円となります。

また、あわせて病院事業会計についても、所要の補正予算を提案いたしております。

本日提出いたしました案件の概要は、条例制定及び一部改正に係る案件13件、公の施設の指定管理者の指定案件5件、予算案件6件、財産の無償譲渡1件、新市建設計画の一部変更及び各

辺地に係る総合整備計画の策定各1件、契約案件1件、合計28件であります。

なお、今回、消費税率及び地方消費税率の改正に伴う関係条例の一部改正を提出しておりますが、今回提出した以外の条例についても一部改正を要するものがありますので、これらにつきましては、国等との協議を踏まえ、本会議以降に提出することといたしておりますので御理解賜りますようお願いいたします。

今回提出した案件の詳細につきましては、担当部長、課長等から説明をさせていただきますので御了承願います。何とぞ十分な御審議をいただき、適正なる御判断を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、前定例会以降の市政の重要事項等につきまして申し述べましたが、今後も、さまざまな行政課題や緊急に対応しなければならない問題等に対し、果敢に取り組んでまいり所存でありますので、議員皆様並びに市民皆様の御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます、行政報告といたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） これで行政報告を終わります。

日程第5. 議案第91号～日程第32. 議案第118号

○議長（町田 正一君） 次に、日程第5、議案第91号壱岐市職員の再任用に関する条例の制定についてから、日程第32、議案第118号平成25年度壱岐市病院事業会計補正予算（第2号）まで、28件を一括議題とします。

ただいま上程しました議案について、提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 本日上程いたしました議案等につきましては、担当部長及び課長に説明をさせますので、よろしく願いいたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 眞鍋総務部長。

〔総務部長（眞鍋 陽晃君） 登壇〕

○総務部長（眞鍋 陽晃君） おはようございます。それでは、議案第91号から96号まで一括して御説明をさせていただきます。

まず、議案第91号壱岐市職員の再任用に関する条例の制定について御説明を申し上げます。

壱岐市職員の再任用に関する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、地方公務員法及び地方公務員法等の一部を改正する法律の規定に基づき、職員の再任用に関し必要な事項を定めるとともに、関係条例を整備するため提案するもの

でございます。

これまでの再任用制度の導入に至る経過といたしましては、旧再任用の制度については、年金制度の改正として、公的年金の基礎年金部分の支給開始年齢の引き上げに伴い、国においては平成13年度より、長崎県においては平成14年度より導入されておりましたが、合併前の旧町及び本市においては、離島という特殊事情による限られた雇用の場への影響を鑑みて、現在まで導入を見送っておりました。

しかしながら、平成25年度以降、公的年金の報酬比例部分の支給開始年齢も段階的に60歳から65歳へと引き上げられることに伴い無収入期間が発生することから、新たな再任用制度として雇用と年金の接続が必要となったところであります。

新たな再任用制度につきましては、平成25年3月26日に閣議決定されました国家公務員の雇用と年金の接続において、当面、定年退職する職員が公的年金の支給開始年齢に達するまでの間、再任用を希望する職員については再任用することとされました。この閣議決定の趣旨を踏まえ、地方においても同様の要請がなされたところでございます。このような経過を踏まえ、本市といたしましても、今回初めて、本制度を導入するよう条例を制定しようとするものであります。

次のページをご覧ください。第1条の趣旨であります。地方公務員法並びに地方公務員法等の一部を改正する法律に基づき、職員の再任用に関して定める旨、規定するものでございます。

次に、第2条であります。再任用できる対象者としては、1つには25年以上勤続して退職した者であって、退職の日の翌日から起算して5年を経過するまでの間にある者。2つ目には、これに該当する者として、再任用されたことがある者を、その対象者として規定しようとするものでございます。

第3条は任期の更新であります。再任用の任期の更新は、更新直前の勤務実績が良好である場合にできること、それから第2項では、更新する場合は、あらかじめ職員の同意を得なければならないというものでございます。

第4条は任期の末日についての規定であります。再任用の任期の更新を行う場合、任期の末日は、その者が年齢65歳に達する日以後における最初の3月31日以前でなければならないことになっております。

次に、附則でございますが、第1項において、本条例は平成26年4月1日から施行するものでございます。

次に、第2項でございますが、消防司令以下、特定消防吏については年金支給開始年齢の引き上げが一般職員よりおくれますことから、任期の末日を段階的に設定しようとするものでございます。

参考でございますが、この後の議案にも関連してまいりますので、再任用制度における勤務条

件等の概要を説明させていただきます。

採用方法は、従前の勤務実績等に基づく選考採用であります。勤務時間は、フルタイム勤務、短時間勤務、変則勤務の3種類がございます。休暇は、フルタイム勤務の場合、正規職員と同じであります。給料については、給料表ごとに設定された再任用職員の職務給に応じた額となります。給料表は、国、県と同じです。なお、適用職務は、本市では主事の級を予定をしております。昇給はございません。諸手当については、生活関連手当、例えば扶養手当、住居手当は支給されません。期末勤勉手当は支給されますが、支給率は、正規職員が現在年間3.95月に対し再任用職員は2.1月となります。

以上で、議案第91号について説明を終わらせていただきます。

次に、議案第92号壱岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

壱岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、議案第91号で説明いたしました再任用制度の導入に伴い、短時間勤務職員等の勤務時間、休暇等について所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開きください。（平成16年壱岐市条例第30号）壱岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のように改正しようとするものでございます。この議案第92号は、別冊議案関係資料1ページから4ページに新旧対照表を載せております。左が現行、右が改正案でございます。なお、資料に下線をしてありますが、下線箇所は改正しようとする箇所でございます。

1ページをご覧ください。第2条は、職員の1週間の勤務時間について規定をしておりますが、今回の改正は、短時間勤務職員について勤務時間の整備をしております。

2ページをお願いいたします。第3条は、週休日及び勤務時間の割り振りについての規定でございます。

3ページをお願いいたします。年次休暇についての規定であります。改正案のとおり、再任用短時間勤務職員及び任期つき短時間勤務職員を加えております。

附則といたしまして、この条例は平成26年4月から施行しようとするものでございます。

以上で、議案第92号の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第93号壱岐市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

壱岐市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、第91号で説明いたしました再任用制度の導入に伴う短時間勤務職員等に係る壱岐市職員の給与条例の一部改正に関連し、この条例における読みかえ規定等について所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開きください。（平成16年壱岐市条例第31号）壱岐市職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正しようとするものでございます。この議案第93号は、別冊議案関係資料1の5ページから12ページに新旧対照表を載せております。左が現行、右が改正案でございます。

5ページをお願いいたします。第14条は、育児休業法第17条の条例で定める、やむを得ない事情について規定をしております。

第16条は、短時間勤務職員についての給与条例の特例について規定をしております。また、16条の表を改正します。6ページ、左が現行、右が改正案です。この表の左の欄に掲げる給与条例の規定における表の中段の字句、それぞれ右の表の右欄のほうに字句を読みかえるものでございます。今回、給与条例に、新たに再任用職員関係の規定が追加されることに伴い、読みかえ規定の整備を行います。

附則といたしまして、この条例は平成26年4月から施行しようとするものでございます。

以上で、議案第93号の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第94号壱岐市職員の給与に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。壱岐市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、議案第91号で説明いたしました再任用制度の導入及び高齢層職員の昇給抑制に関して、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に準じ、本市職員の給与等について所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開きください。（平成16年壱岐市条例第41号）壱岐市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正しようとするものでございます。この議案の第94号、別冊議案関係資料の1の13ページから23ページに新旧対照表を載せております。

13ページをご覧ください。第5条は、初任給、昇格、昇給等の基準についての規定ですが、第3項の昇給に係る勤務成績の評定期間を、現行、「同日前1年間」を「同日前において規則で定める日以前1年間」に改めます。第5項を左側の現行から右側の改正案に改正いたします。この規定は高齢層職員の昇給抑制に係るものでございます。

14ページをお願いいたします。再任用職員の給料月額、第5条の2を新たに加えております。第1項が再任用職員の給料格付について、第2項が再任用短時間職員の給料格付及び給料月額について規定をしております。

16ページをお願いいたします。第15条第2項第2号に、右側の改正案のとおり、再任用短時間勤務職員の通勤手当に関する規定を加えます。第22条は時間外勤務手当について規定をしております。

23ページをお願いいたします。右側中段の附則でございますが、11項として改正案のとおり1項を加えます。別表第1から別表第3及び別表第4医療職給料表2から医療職給料表4までに、再任用職員の給料表を加えて改正しております。

附則といたしまして、この条例は平成26年4月1日から施行しようとするものでございます。以上で、議案第94号の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第95号壱岐市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

壱岐市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、議案第91号で説明いたしました再任用制度の導入に伴う短時間勤務職員等に支給される特殊勤務手当について所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開きください。（平成16年壱岐市条例第42号）壱岐市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を次のように改正しようとするものでございます。第4条第1項中、「船舶運航業務手当の支給を受ける職員」を「三島航路の船舶に乗り込み、運航及び船舶保全その他船務に従事する職員」に改めます。第17条を第18条とし、第16条を17条として、15条の次に第16条として次の1条を加えます。この条例は、再任用短時間勤務職員等に支給される特殊勤務手当の額の特例について規定するものであります。短時間勤務職員に支給される特殊勤務手当は、特殊勤務に従事した場合、月額で支給されるものに限って、短時間勤務職員そのものの定められた勤務時間に応じて支給することになります。

なお、新旧対照表につきましては、別冊議案関係資料の1、24ページから25ページに記載をいたしております。

附則といたしまして、この条例は平成26年4月1日から施行しようとするものでございます。以上で、議案第95号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第96号延滞金の割合等の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について御説明いたします。

延滞金の割合等の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、現在の低金利の経済情勢を踏まえ、平成25年度税制改正によりまして、国税に合わせて地方税につきましても、地方税法の一部を改正する法律において延滞金の

割合等について見直しが行われ、これに合わせて壱岐市税条例の一部を改正する条例が平成26年1月1日から施行されます。

本議案につきましては、本市の条例において地方税の延滞金と同様の取り扱いを規定している壱岐市税外収入金に係る督促等に関する条例、壱岐市介護保険条例、壱岐市営住宅条例、壱岐市後期高齢者医療に関する条例、壱岐市公共下水道区域外流入に関する条例の5つの条例につきまして一部改正を行うもので、改正理由がいずれも延滞金の割合の見直しに伴い、関係条例中の規定を整理するという同様の理由であることから、一議案として提案をさせていただくものでございます。

次のページをお開きください。延滞金の割合等の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例。第1条には壱岐市税外収入に係る督促等に関する条例の一部改正について、第2条では壱岐市介護保険条例の一部改正について、第3条では壱岐市営住宅条例の一部改正について、第4条では壱岐市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、第5条では壱岐市公共下水道区域外流入に関する条例の一部を改正するものでございます。

この議案第96号は、別冊議案関係資料1の26ページから32ページに新旧対照表を記載しております。

附則といたしまして、この条例は平成26年1月1日から施行しようとしております。

以上で、議案第91号から96号までの説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔総務部長（眞鍋 陽晃君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 川原市民部長。

〔市民部長（川原 裕喜君） 登壇〕

○市民部長（川原 裕喜君） 議案第97号壱岐市敬老祝金条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

壱岐市敬老祝金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、敬老祝い金について、77歳、88歳、100歳の節目支給とするため、所要の改正を行うものであります。

次のページをお開きください。壱岐市敬老祝金条例の一部を次のように改正するものでございます。改正条文の主な改正内容でございますが、支給対象者の祝い金は当該年度の4月2日から次年度の4月1日の間において、77歳、88歳及び100歳に到達する者で、9月1日（100歳の年齢に到達する者にあつては、当該者が100歳に達する日）現在、壱岐市に引き続き1年以上住所を有する者に対して支給するものでございます。

次に、祝い金の支給時期及び支給額ですが、77歳は、支給時期が9月以降で支給額が1万円

であります。88歳は、支給時期が9月以降で支給額が2万円であります。100歳につきましては、支給時期が誕生日以降で支給額が10万円であります。以上が主な内容であります。

改正条文の新旧対照表につきましては、資料1、33ページから44ページに記載のとおりでございます。

附則といたしまして、1項、この条例は平成26年4月1日から施行するものでございます。

次に、2項の壱岐市長寿祝金条例の廃止についてですが、今回、敬老祝い金の節目支給の改正を提案する関係から廃止するものでございます。

次に、3項のその経過措置として、この条例の施行の日の前日までに壱岐市長寿祝金条例の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれ改正後の壱岐市敬老祝金条例の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなすものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いをいたします。

〔市民部長（川原 裕喜君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 斉藤保健環境部長。

〔保健環境部長（斉藤 和秀君） 登壇〕

○保健環境部長（斉藤 和秀君） 議案第98号壱岐市へき地診療所条例の一部改正について御説明申し上げます。

壱岐市へき地診療所条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、市内の無医地区住民の医療を確保するため、平成23年12月に郷ノ浦町大島に三島診療所を開設しましたが、現在市内唯一の無医地区であります原島において医師確保の見込みができましたので、今回、原島教職員宿舎を利用し、三島診療所と同様の形態で診療所開設に向けて所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開きください。壱岐市へき地診療所条例の一部を次のように改正するものでございます。第2条中、「次のとおり」を「次の表のとおり」に改め、既設の壱岐市三島診療所に、名称、壱岐市原島診療所、位置、壱岐市郷ノ浦町原島296番地2を加えるものでございます。

附則としまして、この条例は公布の日から起算し6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行するものでございます。別冊議案関係資料に新旧対照表を添付しておりますので御参照を願います。

以上で、議案98号の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（町田 正一君） ここで暫時休憩をいたします。再開を11時10分といたします。

午前10時56分休憩

.....

午前11時10分再開

○議長（町田 正一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案説明を続けます。原田建設部長。

〔建設部長（原田憲一郎君） 登壇〕

○建設部長（原田憲一郎君） 議案第99号から議案第101号まで一括して御説明いたします。

条例の一部改正につきましては、消費税法改正によりまして、平成26年4月1日から消費税率が現行の5%から8%へ改正されるため、上下水道使用料金について改正するものでございます。

増税率は3%でございますが、増加率、すなわち値上げの幅については、新しい税の108から現行の税の105を引いて、これを現行の税の105で割った値、これはおおむね約2.85%になります。

このたびの使用料金の改定に当たりましては、平成24年度決算の上下水道の使用水量を来年4月1日からの税率であります8%に置きかえまして、トータルでこの値上げの幅のおおむね2.85%以内に近づける単価に設定いたしました。

水道料金を例にしますと、基本料金及び超過料金を新税率の8%に置きかえますと、基本料金の現行が「610円」、これが「627円」に、超過料金が現行の「230円」から「236円」になります。これを、平成24年度の上下水道と簡易水道の合計使用水量で試算しますと、約、収入が5億5,730万円になります。この増加率は約2.64%になります。

今、申しました、引き上げ後の税率による基本料金と超過料金の10円未満を切り捨てまして、10円単位に丸めた場合には、基本料金が620円、超過料金が230円となりまして、昨年度の決算の使用水量で試算しますと、約5億4,450万円になりまして、増加率は約0.27%になります。その差額は約1,280万円です。

このように、10円未満の端数処理の関係で大きな差が生じますので、消費税の適正な転嫁によります収入総額の差額を少なくするため、冒頭に申しましたように、値上げの幅の約2.85%以内に近づける単価に設定いたしました。

これまで内税方式を採用しておりますので、今回の改正につきましても同様に、内税方式で改正いたします。

提案理由は、いずれも消費税率及び地方消費税率の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

それでは、議案第99号から御説明申し上げます。

議案第99号壱岐市漁業集落排水処理施設条例の一部改正について、壱岐市漁業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めます。本日の提出です。

提案理由は、先ほど御説明した内容でございます。

次のページをお開きください。

第16条第1項にただし書きを加えまして、その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとします。

別表第1専用汚水の部一般用の項中、「610円」を「630円」に、「230円」を「236円」に改め、集会所神社の項中、「1,500円」を「1,550円」に、「230円」を「236円」に改めます。

使用水量の単位は、正式には立方メートルでございますけれども、通常の場合トンと呼ばれておりますので、以降の使用水量関係についてはトンの表現とさせていただきます。

一般家庭を例にしますと、これまでの5トンまでの基本料金「610円」を「630円」に、5トンを超える超過料金「230円」を「236円」に改めるという内容です。例えば、使用水量が10トンの場合には、基本料金が630円と超過料金が5トン掛ける236円で、合計が1,810円になります。現行では1,760円になりますので、50円上がることになります。

ただし書きは、この合計額に10円未満の端数が生じたときは切り捨てるという内容でございます。

附則として、この条例は平成26年4月1日から施行するものとしております。

次に、議案第100号壱岐市公共下水道条例の一部改正について、壱岐市公共下水道条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものがございます。本日の提出です。

提案理由は同様でございます。

次のページをお開き願います。

第14条第1項のただし書きを加える内容については、議案第99号と同様でございます。

別表専用汚水の部一般用の項中、「500円」を「510円」に、「160円」を「165円」に改め、集会所神社等の項中、「1,000円」を「1,020円」に、「160円」を「165円」に改めます。

これも、一般家庭を例にしますと、これまでの5トンまでの基本料金「500円」を「510円」に、5トンを超える超過料金の「160円」を「165円」に改めるという内容です。これも、例えば、使用水量が10トンの場合には、基本料金の510円と超過料金が5トン掛ける165円で合計が1,335円になりますが、ただし書きによりまして、これを1,330円とします。現行では1,300円でございますので、30円上がることになります。

附則として、この条例は平成26年4月1日から施行するものがございます。

次に、議案第101号壱岐市水道事業給水条例の一部改正について、壱岐市水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものがございます。本日の提出です。

提案理由は同様でございます。

次のページをお開き願います。

第15条第2項のただし書きの内容については、前議案と同様でございます。

別表1専用水洗の部一般用の項中、「610円」を「630円」に、「230円」を「236円」に改め、集会所神社、墓地の項中、「1,500円」を「1,550円」に、「230円」を「236円」に改めます。

これも、一般家庭を例にしますと、これまでの5トンまでの基本料金「610円」を「630円」に、5トンを超える超過料金「230円」を「236円」に改めます。これも、使用水量10トンの場合を例にしますと、基本料金の630円と超過料金が5トン掛ける236円で合計が1,810円になります。現行では1,760円でございますので、50円上がるということになります。

また、別表第2には、水道の給水申し込みをされる際に、口径別の加入金を乗せておまして、例えば、13ミリの場合は「4万円」を「4万1,140円」に改めるものです。

附則として、この条例は平成26年4月1日から施行するものです。

以上の3議案については、経過措置を設けておまして、改正後の条例にかかわらず、この条例の施行日前から継続して供給している水道の使用で、施行日前から平成26年4月30日までの間に料金の支払いを受ける権利が確定するものに係る料金、使用料については、なお従前の例によるとしております。

これは、電気料金などの税率等に関する経過措置を適用したものでございまして、継続供給契約に基づき、平成26年4月1日前から継続して供給している電気、ガス、水道、電話に係る料金などで、平成26年4月1日から平成26年4月30日までの間に料金の支払いを受ける権利が確定するものについては、改正前の税率の5%が適用するという内容でございます。

以上の議案の新旧対照表については、お手元に配付の資料1、36ページから39ページに載せておりますので、お目通しをお願いいたします。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔建設部長（原田憲一郎君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 左野病院部長。

〔病院部長（左野 健治君） 登壇〕

○病院部長（左野 健治君） 議案第102号について御説明いたします。

壱岐市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について、壱岐市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、医療法第7条第1項の規定に基づく病院開設許可事項の診療科目の要望と整合性を図るために、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開きください。

平成16年壱岐市条例第215号壱岐市病院事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正しようとするものでございます。別冊の議案関係資料1の40ページ、新旧対照表を載せております。

現行の病院事業の診療科目14診療科目に、循環器科、呼吸器科、消化器科、3診療科目を追加するものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔病院部長（左野 健治君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 小川消防長。

〔消防長（小川 聖治君） 登壇〕

○消防長（小川 聖治君） 議案第103号壱岐市火災予防条例の一部改正について御説明をいたします。

壱岐市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、消防法施行令の一部を改正する政令が公布されたこと等に伴い、壱岐市火災予防条例の一部を所要の改正を行うものであります。

次のページをお開きください。

壱岐市火災予防条例の一部を次のように改正するものでございます。第29条の3第1項第2号中、「第13条の3第1号」を「第13条第1号」に改める。第29条の4第4項中、「第37条第7号から第7号の3まで」を「第37条第4号から第6号まで」に改める。

附則として、この条例は平成26年4月1日から施行するものでございます。

なお、本条例の新旧対照表は、お手元の議会関係資料41ページから42ページに掲載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔消防長（小川 聖治君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 川原市民部長。

〔市民部長（川原 裕喜君） 登壇〕

○市民部長（川原 裕喜君） 議案第104号財産の無償譲渡について御説明申し上げます。

下記のとおり、財産を無償譲渡するものとする。本日の提出でございます。

1、譲渡財産の建物ですが、施設の名称、壱岐市郷ノ浦町東触老人憩の家。所在地、壱岐市郷ノ浦町東触字後川312番地1。構造、木造瓦ぶき平屋建て。床面積、145.74平方メートル。次に、土地ですが、所在地、壱岐市郷ノ浦町東触字後川312番地1。地目、宅地。面積、

759.65平方メートル。

2、譲渡の相手方ですが、壱岐市郷ノ浦町東触503番地、中尾自治公民館館長市山勝彦様。

3、譲渡の理由ですが、認可地縁団体が効率的活用を図るため譲渡するものでございます。

4、譲渡の時期は、平成26年2月1日でございます。

提案理由でございますが、財産を無償譲渡するため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を経ようとするものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

〔市民部長（川原 裕喜君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 堀江農林水産部長。

〔農林水産部長（堀江 敬治君） 登壇〕

○農林水産部長（堀江 敬治君） 議案第105号から議案第107号につきまして御説明をいたします。

まず、議案第105号公の施設の指定管理者の指定について、下記のとおり公の施設の指定管理者を指定する。本日の提出でございます。

公の施設の名称及び位置。名称、壱岐出会いの村。位置、壱岐市郷ノ浦町新田触492番地ほか。指定管理者、壱岐市郷ノ浦町新田触492番地、壱岐出会いの村振興会会長平田光弘。指定期間、平成26年4月1日から平成29年3月31日まで。

提案理由は記載のとおりでございますが、本施設は非公募としております。その理由としましては、出会いの村は、主に小学生を対象とした体験型宿泊施設であり、課外教育における体験活動を通じて、連帯感の重要性を養うことを目的としております。開館から現在まで約17年間、経験豊富な専門性の高い知識を有している職員が、常日ごろから安全確保に努め、学校関係者からも高い評価を得ております。また、すばらしい自然環境の中で、補助事業の目的に沿った農産加工を生かしながら、地道な運営を行っていただいております。経験と実績を考慮いたしまして、壱岐出会いの村振興会に指定管理をするものでございます。

続きまして、議案第106号公の施設の指定管理者の指定について、下記のとおり公の施設の指定管理者を指定する。本日の提出でございます。

公の施設の名称及び位置。名称、壱岐市猿岩物産館。位置、壱岐市郷ノ浦町新田触870番地1、指定管理者、壱岐市郷ノ浦町新田触492番地、壱岐出会いの村振興会会長平田光弘。指定期間、平成26年4月1日から平成29年3月31日まで。

提案理由は記載のとおりでございますが、本施設も同様でございますが非公募といたしております。その理由としましては、猿岩物産館は、壱岐出会いの村の農産加工施設で生産された加工品の販路拡大とあわせ、市内の1次から3次産品を観光客に販売することで、島の活性化に寄与

することを目的に開館したアンテナショップでございます。壱岐出合いの村との連携によりまして、農産加工グループの生産促進が継続的に図られるということで、壱岐出合いの村振興会に指定管理をするものでございます。

続きまして、議案第107号公の施設の指定管理者の指定について、下記のとおり公の施設の指定管理者を指定する。本日の提出でございます。

公の施設の名称及び位置。名称、壱岐風民の郷。位置、壱岐市勝本町布気触288-1番地ほか。指定管理者、壱岐市勝本町布気触288-1番地、壱岐風民の郷振興会会長今田利平。指定期間、平成26年4月1日から平成29年3月31日。

提案理由は記載のとおりでございますが、本施設も非公募としております。主に小学生を対象とした課外教育における体験活動の実習館となっております。補助事業の目的が、体験と雇用の場の確保でありまして、農産加工施設の利用とあわせ、地元の食材を使った弁当販売を中心にした食堂経営を行っております。本振興会は、事業の目的や実情に精通しておりまして、今後、施設の利用率を向上させるためにも、壱岐風民の郷振興会に指定管理をするものでございます。

以上で、議案第105号から議案第107号までの説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

〔農林水産部長（堀江 敬治君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 山本企画振興部長。

〔企画振興部長（山本 利文君） 登壇〕

○企画振興部長（山本 利文君） 議案第108号から第111号まで一括して御説明をさせていただきます。

議案第108号公の施設の指定管理者の指定について、下記のとおり公の施設の指定管理者を指定する。本日の提出でございます。

記。1、公の施設の名称及び位置。名称、壱岐市営印通寺共同店舗。位置、壱岐市石田町印通寺浦196番地3。2、指定管理者、壱岐市石田町印通寺浦471番地9、石田町商店連盟理事長若宮泰治。3、指定期間、平成26年4月1日から平成29年3月の31日。

提案理由は記載のとおりでございます。

指定管理業務の内容としましては、共同店舗8店への入店者の募集、選定、使用料の徴収、納入等になります。

今回の指定管理者候補者であります石田町商店連盟は、地元石田町内の商店事業者で組織されている団体ございまして、同地区の商工業等にも精通しており、当該施設の管理運営を行う団体としてはこの団体が最適と判断しまして、非公募として壱岐市公の施設の指定管理者選定委員会で審査、選定をいたしました。

なお、本議案の提出に伴いまして、一般会計補正予算（第6号）におきまして、債務負担行為を設定させていただいておりますので、御報告申し上げます。

次に、議案第109号の御説明を申し上げます。

公の施設の指定管理者の指定について、下記のとおり公の施設の指定管理者を指定する。本日の提出でございます。

記。1、公の施設の名称及び位置。名称、壱岐市国民宿舎壱岐島荘。位置、壱岐市勝本町立石西触101番地。2、指定管理者、壱岐市勝本町立石西触101番地、財団法人壱岐市開発公社理事長品川洋毅。3、指定期間、平成26年4月1日から平成29年3月31日。

提案理由は記載のとおりでございます。

指定管理業務の内容としましては、国民宿舎壱岐島荘の施設の管理、運営となります。

今回の指定管理者候補者とあります財団法人壱岐市開発公社は、当該宿舎及びサンドーム壱岐の管理、運営を目的として設立された法人でありまして、現在、平成26年4月からの一般財団法人への手続を進めているところでございます。

同公社は、平成18年の第1期指定管理者指定以来、健全な経営を続けており、従業員の雇用確保の観点やサンドーム壱岐との一体的な管理運営業務を実施することができることから、当該施設の管理運営を行う団体としては同公社が最適であると判断しまして、非公募として壱岐市公の施設の指定管理者選定委員会で審査、選定をいたしました。

次に、議案第110号の御説明を申し上げます。

新市建設計画の一部変更について、市町村の合併の特例に関する法律第5条第7項の規定により、合併時に策定された新市建設計画の一部を別紙のとおり変更する。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行により、合併特例債の適用期間が5年間延長されることに伴い、合併特例債の有効活用を図るため、新市建設計画の一部を変更することについて議会の議決を求めるものでございます。

この計画は、旧合併特例法第5条に規定する手続により変更する必要があり、同法第5条第4項、第7項及び第10項による市議会の議決を経て、新市建設計画を総務大臣に提出することとなっておりますので、議会の議決を求めるものでございます。

なお、今回の変更につきましては、合併特例債の活用に係る必要最小限の部分のみといたしておりますことを申し添えさせていただきます。

次のページをお開き願います。

今回の一部変更に伴います変更箇所が目次、項目でございます。ここから先の変更箇所につきましては、別にお配りしております資料2、議案第110号関係資料で御説明を申し上げます。

新旧対照表でございます。1ページをお開き願います。

(2) 計画策定の方針の中にごございます「10年」を、東日本大震災により被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律に基づきまして、「15年」に変更をいたしております。

2ページをご覧ください。

7、財政計画、(1) 主要指標の見通しの各項目、1、人口、2、世帯数、3、年齢別人口、4、産業構造、それぞれの統計数値等を、実績並びに5年延長後の見通しに変更をしております。

下段の主要指標の見通しの表でございますが、平成17年度及び22年度につきまして、実績値に修正し、平成27年度及び平成32年度の欄を追加し、各数値につきましては、推計値を見通しとして計上いたしております。

3ページをご覧ください。

(2) 財政計画について。変更前は、合併後の平成16年度から25年度までの10年間について、過去の実績を基礎として合併に係る特例措置等の見込み、普通会計ベースで作成しておりました。

今回、合併特例債の活用期限が5年間延長されたことに伴い、合併後の平成16年度から平成30年度までの15年間について、歳入、歳出の各項目ごとの過去の実績、及び、昨年11月に策定しました壱岐市中長期財政計画等を基礎に、合併特例債を有効に活用し、壱岐市のまちづくりを進めるために、健全な財政源を有するよう普通会計ベースで見直し、策定をしております。

以上で、議案第110号の説明を終わります。

次に、議案第111号の御説明を申し上げます。

初山A辺地(変更)、勝本辺地(変更)、石田辺地(変更)に係る総合整備計画の策定について、初山A辺地(変更)、勝本辺地(変更)、石田辺地(変更)に係る総合整備計画を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、郷ノ浦地区第6分団3部小型動力ポンプ購入事業、勝本地区公民館整備事業、市道白水線道路排水整備事業に辺地対策事業債を活用するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特例措置等に関する法律第3条第1項及び第5項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

この計画は、辺地債の対象になるためには、市議会の議決を経て、辺地に係る総合整備計画を総務大臣に提出することになっておりますので、議会の議決を求めるものでございます。

別にお配りしてあります資料3、議案第111号関係資料で御説明を申し上げます。

1ページをお開き願います。

今回の辺地対策事業の位置図でございます。

2ページをお開きください。

新旧対照表でございます。右の上に辺地名を記載いたしております。

まず、初山A辺地でございます。郷ノ浦地区第6分団3部小型動力ポンプ購入事業を計画に追加し、総合整備計画を変更いたしております。郷ノ浦地区第6分団3部の小型ポンプは、老朽化により性能低下及び塩害等による腐食が著しいため更新を行うものであり、計画事業費は156万円、変更後の合計の計画事業額は306万円となります。

3ページをお開きください。

勝本辺地でございます。勝本辺地では、勝本地区公民館整備事業を追加し、総合整備計画を変更いたしております。勝本地区公民館は、本市北部に位置し、地区民が集い、文化活動やイベントの開催、情報発信や図書コーナーを設置し、学習の場として利用されております。

しかし、現施設は築47年を経過し、老朽化及び塩害による腐食等も著しいため、勝本浦の街なみ景観に配慮した建物として建築、公民館を解体して建てかえを行うものです。計画事業費は2億4,500万円となります。

4ページをお開きください。

石田辺地でございます。市道白水線は既設排水路の断面不足により、梅雨時期の豪雨等で排水不良を起こしている上、排水路及び舗装面の老朽化に伴い、通行にも支障を来している状況です。

また、路線のほぼ全体が当初想定以上に舗装の劣化が激しく、既存舗装面を剥がし、路盤を整えてから、歩道等の附帯設備を含む施工を余儀なくされたことにより、全体事業費の増額及び工事区間の延長となり、あわせて工事期間も延長せざるを得なくなったため、計画を変更するものであります。

計画事業費は、変更前3,000万円から変更後6,165万円で、3,165万円の増額。また、工事延長も変更前142メートルから変更後500メートルで、358メートルの増となっております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

〔企画振興部長（山本 利文君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 堀江農林水産部長。

〔農林水産部長（堀江 敬治君） 登壇〕

○農林水産部長（堀江 敬治君） 議案第112号八幡浦地区特定漁港整備工事請負契約の変更に
ついて御説明申し上げます。

八幡浦地区特定漁港整備工事請負契約を下記のとおり変更するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。本日の提出でございます。

契約の目的、八幡浦地区特定漁港整備工事。契約の方法、随意契約。変更後の契約金額、4億

1,548万5,000円。現契約金額としましては4億108万5000円で、今回1,440万4,950円の増額をお願いするものであります。契約の相手方、壱岐市石田町石田西触1370番地、株式会社広瀬組代表取締役広瀬守孝。

提案理由としましては、被覆ブロックの製作据えつけ個数を70基追加するとともに、防波堤の附帯施設である標識灯や係船環等を整備しまして、防波堤の完成を図るものであります。

次のページ以降に、参考資料としまして、八幡浦地区の漁港整備事業の平面図と詳細な計画平面図及び断面図を添付いたしております。9月議会でも説明しましたが、26年度以降予定の附帯施設につきましては、本工事入札差金が発生しましたので、この変更契約によりまして完了予定でございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

〔農林水産部長（堀江 敬治君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 西原財政課長。

〔財政課長（西原 辰也君） 登壇〕

○財政課長（西原 辰也君） 議案第113号平成25年度壱岐市一般会計補正予算（第6号）について御説明申し上げます。

平成25年度壱岐市の一般会計補正予算（第6号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億1,005万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ229億5,530万9,000円とします。第2項は記載のとおりでございます。

債務負担行為の補正、第2条、債務負担行為の追加は、第2表債務負担行為補正によるものでございます。

地方債の補正、第3条、地方債の変更は、第3表地方債補正によるものでございます。本日の提出でございます。

2、3ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正、歳入及び歳出の補正の款項の区分の補正額等については、第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

5ページをお開き願います。

第2表債務負担行為補正、1、追加、壱岐出合いの村、壱岐市猿岩物産館、壱岐風民の郷、壱岐市営印通寺共同店舗の指定管理が本年度末で終了するため、平成26年度以降28年度までの債務負担行為限度額をそれぞれ追加しております。また、盈科小学校ほか4校の教育用コンピューター賃貸借長期継続契約について、平成26年度以降30年度までの債務負担行為限度額1億2,862万円を追加しております。

6ページをお開き願います。

第3表地方債補正、1、変更、辺地対策事業債2億4,760万円を2億1,370万円に、3,390万円の減額と、次の過疎対策事業債3億1,630万円を2億5,510万円に、6,120万円の減額については、辺地対策事業債及び過疎対策事業債の全国要望額が地方債計画額を大きく上回っていたために、当初、公営企業債と辺地・過疎対策事業債をそれぞれ50%ずつ充当しておりましたが、今回、充当率を変更し、財源調整いたしております。

次に、7ページをお開き願います。

過疎対策事業債、過疎地域自立促進事業。過疎債（ソフト分）でございますが、3億5,540万円を4億6,320万円に、1億780万円を増額しております。昨年より、地方債計画の範囲内で基本限度額の2倍を上限に、限度額超え分の発行が可能となっており、基本限度額分2億4,880万円については、全額を基金積み立てに充当し、しまとく通貨等基金併用型事業への財源といたしております。

また、限度額超え分について、今回、漁業用燃油高騰緊急対策事業等の25年度事業へ充当するため、1億780万円を増額しております。

次に、土木債4,430万円を2,290万円に、2,140万円を減額しております。市道芦辺浦中央線改良事業に充当していた地方道路等整備事業債の廃止に伴い、過疎債へ組み替え、財源調整しております。

次に、8ページをお開き願います。

合併特例事業債13億1,490万円を11億3,350万円に、1億8,140万円を減額しております。旧廃棄物処理施設解体事業及び跡地活用事業、消防救急無線デジタル化及び消防指令台整備事業の実績見込みにより、減額をいたしております。

次に、臨時財政対策債7億円を7億4,960万円に、今回発行可能額まで4,960万円を増額いたしております。

それでは、事項別明細により、主な内容分について説明をいたします。

12、13ページをお開き願います。

まず、歳入について御説明いたします。

10款地方交付税1項の地方交付税は、今回不足する財源について、普通交付税4,378万9,000円を増額補正しております。

次に、14款国庫支出金2項1目総務費国庫補助金、地域の元気臨時交付金は、国の補正予算により追加公共投資の地方負担額が確定し、財政力に応じた最高の90%の交付限度額4億3,259万4,000円の内示があり、今回未計上分の979万4,000円を増額し、6月補正で計上した事業への充当をしております。

2目民生費国庫補助金2節児童福祉費補助金、次世代育成支援対策交付金の1,981万4,000円の減額については、県の安心こども基金事業へ移行されたため、今回、15款県支出金2項2目3節児童福祉費補助金、子育て支援対策臨時特例交付金として1,759万2,000円と、3目1節保健衛生費補助金、安心こども基金事業費補助金48万1,000円に組み替えをしております。

次に、15款県支出金2項1目1節総務費補助金、「長崎をかえる人財誘致補助金」は、県と市が連携して地域おこし協力隊制度を活用した人財誘致を実施するため、今回、報酬、活動費等、総事業費1,333万7,000円に対し、2分の1の補助金666万8,000円を追加し、充当しております。

次に、14、15ページをお開き願います。

18款繰入金2項1目基金繰入金、財政調整基金繰入金の8,000万円の減額は、今回、普通建設事業等の減額により不用となった一般財源分について減額しております。

次に、20款諸収入4項2目雑入、過年度分補助金返還金は、本年度実施するJA壱岐市ライスセンター再編整備事業により、平成9年度に整備した現施設の外壁等の財産処分が必要となり、今回、残存価格に対する国及び市補助金相当額83万2,000円と、また、平成22年度に災害復旧をした農地について、今回、地権者が用途変更を行うことによる財産処分で、今回、残存価格に対する国及び市補助金相当額86万8,000円の追加補正をしております。

21款市債につきましては、6ページから8ページの第3表地方債補正で説明したとおりでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

歳出については、12月補正の主要事業について、別紙資料、平成25年度12月補正予算概要で説明をいたします。

資料の2、3ページをお開き願います。

2款1項3目財政管理費、過疎地域自立促進特別事業基金積立金は当初、しまとく通貨発行事業への充当分のみ、1億6,040万円の積み立てを計画しておりましたが、今回、限度額いっぱいまでの8,840万円を追加し、総額2億4,880万円を積み立てし、次年次以降の離島輸送コスト支援事業などの財源といたします。

3款1項1目社会福祉総務費、障害者自立支援事業は、扶助費として移動支援費、日中一時支援事業費、障害福祉サービス費の利用者数の増により、今回2,099万6,000円を追加しております。国2分の1、県4分の1の補助金を充当しております。

次に、4款1項1目保健衛生費、原島診療所開設事業は、唯一無医地区であった原島に診療所を開設するに当たり、医師確保の見込みができましたので、原島教員宿舎の一部を診療所へ改修

するため、所要の経費について、今回271万円を追加しております。

次に、4、5ページをお開き願います。

5款1項3目農業振興事業補助金については、それぞれ、実績による増減をいたしておりますが、一番下の新規事業で、加工業務用産地育成整備推進事業、これまで市場出荷を前提としていた青果用の栽培が主で、加工業務用への取り組みが少なかったものの、生産面での省力化や契約取引による経営実現を図るため、今回、タマネギの加工業務用に取り組む2つの集落営農組織に対し、初年度のみ支援として県100%で30万円を追加しております。

次に、6、7ページをお開き願います。

5款3項2目水産業振興費、「壱岐市マグロ資源を考える会」活動助成事業23万円の補正は、資源管理型漁業により、マグロ漁が持続的・継続的に継承できるよう、マグロ産卵期の漁獲制限を求める活動を実施している漁業者団体への助成をすることで、後継者の確保及び漁業所得の向上を図るものでございます。

次に、8、9ページをお開き願います。

5款3項2目水産業振興費、6次産業化推進整備事業は、6次産業化法の認定を受けて水産物加工、販売、料理提供施設整備に取り組む水産業者が、国2分の1の直接補助を受け実施をされるため、今回、市の単独補助金として加工施設整備分のみとし、補助残の4分の1の137万5,000円を追加しております。

次に、6款1項4目観光費。外国人観光客受け入れ施設グレードアップ推進事業は、昨年も実施をしておりますが、外国人旅行者の誘客を目指し、交流人口の拡大を図るため、市内宿泊施設のうち3施設の館内外国語表示、外国語放送受信設備、インターネット環境、外国人対応トイレの整備事業に県と市が3分の1ずつ補助することとし、今回328万円を追加しております。

次に、12、13ページをお開き願います。

9款5項6目文化財保護費、原の辻遺跡管理運用活用事業は緊急雇用創出事業で、現在、原の辻遺跡を活かした体験水田等での収穫物を活用した新商品開発や商品販売促進、交流人口拡大などに取り組んでおりますが、新たに2名の雇用について県の100%の補助が拡充をされたため、今回100万円を増額しております。

その他主要事業の詳細については、資料に記載のとおりであります。

以上で、平成25年度壱岐市一般会計補正予算（第6号）について説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔財政課長（西原 辰也君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 斉藤保健環境部長。

〔保健環境部長（斉藤 和秀君） 登壇〕

○保健環境部長（齊藤 和秀君） 議案第114号平成25年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

平成25年度壱岐市の介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,560万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億3,315万5,000円とする。2項につきましては、記載のとおりでございます。本日の提出でございます。

2ページ、3ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、記載のとおりでございます。

8ページ、9ページをお開き願います。

2、歳入、7款繰入金は、会計間の人事異動により、一般会計からの繰入金39万3,000円を減額しております。8款繰越金につきましては、歳出の増加に伴い、前年度繰越金を1,600万円増額をいたしております。

10ページ、11ページをお開き願います。

3、歳出、2款介護給付費の高額介護サービス費でございますが、介護保険の要支援者、要介護者が支払った介護サービス費の1割負担につきましては、所得分ごとに2カ月分の負担限度額が決められております。その限度額を超えた分につきましては、申請によりまして払い戻しをしておりますが、当初予測より増加しておりますので、負担金補助及び交付金の高額介護サービス費1,600万円を増額補正をいたしております。

3款地域支援事業費、介護予防事業費、介護予防高齢者対策費につきましては、人事異動に伴い、退職手当組合負担金を121万1,000円減額をいたしております。同じく、地域支援事業費の2項包括支援事業・任意事業費につきましては、人事異動に伴い、退職手当組合負担金を81万8,000円増額をいたしております。

次に、給与費明細書につきましては、12ページ、13ページに記載のとおりでございます。

以上で、議案第114号の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしく願いいたします。

〔保健環境部長（齊藤 和秀君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 原田建設部長。

〔建設部長（原田憲一郎君） 登壇〕

○建設部長（原田憲一郎君） 議案第115号について御説明いたします。

平成25年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について、平成25年度壱岐市の簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ575万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億327万5,000円とします。2項及び第2条については、記載のとおりでございます。本日の提出です。

8から9ページをお開き願います。

2、歳入でございますが、3款国庫支出金、4款繰入金及び6款の諸収入を記載のとおり減額しておりますが、7款市債では1,040万円の増額をしております。この市債は、補助事業で行っております湯本浦と石田地区簡易水道整備事業の補助残分の財源を、当初は過疎債に充てておりましたけれども、国から地方債計画額が大きく上回ったことから、減額措置をとるよう指示されたため、過疎債分を簡易水道事業債へ振りかえ、財源の調整を行っております。

次に、10から11ページをお開き願います。

3、歳出でございます。

1款総務費の一般管理費で、13節委託料において、水質検査委託料を77万9,000円増額しております。これは、ことしの夏は猛暑が続いたため、水質検査の回数をふやしたことによります。

また、2目施設管理費の15節工事請負費の減額は、道路改良工事に伴いまして、水道管布設がえ工事を減額補正したものでございます。

2款施設整備費の1項簡易水道施設整備費では、合計で584万4,000円を減額補正しております。これは、湯本浦と石田地区簡易水道事業施設整備事業の補助金の交付決定額の減額によりまして、需用費の減額補正を行っております。

以上で、議案第115号についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第116号について御説明いたします。

平成25年度老岐市下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、平成25年度老岐市の下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ256万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3,274万9,000円とします。2項及び第2条については、記載のとおりでございます。

8から9ページをお開き願います。

2、歳入でございますが、5款の繰入金を2,656万2,000円減額しておりますが、8款市債では2,400万円の増額をしております。この市債は、補助事業で行っております公共下水道と漁業集落環境整備事業の補助残分等起債対象事業分の財源について、過疎対策事業債及び辺地対策事業債を充当しておりました。しかし、国の地方債計画額を大きく上回ったことから、減額措置がとられたため、過疎債及び辺地債分を下水道事業債へ振りかえ、財源調整を行ってお

ります。

次に、10から11ページをお開き願います。

3、歳出でございます。

2款漁業集落排水整備事業費で、15節の工事請負費と22節の補償費を減額しまして、13節委託料への予算の組み替えを行っております。

その他の公債費関係については、元利償還金実績見込みによります減額補正をしております。

以上で、議案第116号についての説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いたします。

〔建設部長（原田憲一郎君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 12時になりましたけれども、このまま引き続き説明を続行いたします。

川原市民部長。

〔市民部長（川原 裕喜君） 登壇〕

○市民部長（川原 裕喜君） 議案第117号平成25年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

平成25年度壱岐市の壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,737万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億7,420万5,000円とする。第2項は記載のとおりでございます。本日の提出でございます。

次のページをお開き願います。2ページから3ページは歳入歳出予算補正でございます。

次に、8ページ、9ページをお開きください。

まず、歳入について御説明をいたします。

1款介護サービス収入2節短期入所者生活介護費968万円の増額は、今年度ショートステイ利用の需要が多く、入所者を受け入れているために、短期介護サービス費等が増額する見込みでございます。

次の2節の短期入所利用者負担金164万円の増額につきましても、1日の介護サービスと同じ理由により、増額補正をいたしております。

次に、5款繰越金でございますが、前年度繰越金から605万1,000円を財源調整のために増額補正いたしております。

次に、10ページ、11ページをお開きください。

歳出について御説明いたします。

歳出全般の人件費の補正につきましては、会計間人事異動に伴う職員給与費等の減額補正をい

たしております。

1 款介護サービス事業費 3 項 1 目通所介護サービス事業費の人事異動に伴う職員給料、職員手当等、共済費の減額と臨時雇い賃金 1 2 2 万 8, 0 0 0 円と職員健康診断委託料 1 3 万 5, 0 0 0 円の増額補正をいたしております。

2 款基金積立金 1 項 1 目財政調整基金積立金へ 2, 5 0 0 万円の増額を補正いたしております。

1 2 ページから 1 3 ページは給与費明細書でございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いをいたします。

〔市民部長（川原 裕喜君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 左野病院部長。

〔病院部長（左野 健治君） 登壇〕

○病院部長（左野 健治君） 議案第 1 1 8 号平成 2 5 年度壱岐市病院事業会計補正予算（第 2 号）について御説明いたします。

第 1 条、平成 2 5 年度壱岐市病院事業会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条、平成 2 5 年度壱岐市病院事業会計予算、第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入で、医業収益として 1 億 1, 4 6 3 万 3, 0 0 0 円を増額し、第 1 款事業収益計 2 7 億 9, 3 8 7 万 9, 0 0 0 円でございます。支出で、医業費用を 2, 7 1 0 万 2, 0 0 0 円を増額し、1 款事業費用計 2 7 億 6, 1 3 2 万 2, 0 0 0 円でございます。

第 3 条、予算第 4 条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。資本的収入で 3 7 9 万円を増額いたしております。支出で 1, 0 0 8 万 4, 0 0 0 円増額いたしております。

第 4 条、予算第 5 条に定めた企業債を次のとおり補正する。

次のページをお開きください。

企業債補正、1、追加。起債の目的、壱岐市民病院地域医療研修機能向上施設整備事業、限度額、2 2 5 万円といたしております。研修医宿泊施設の設計委託料に充当を予定いたしております。2、変更。起債の目的、壱岐市民病院医療機器整備事業、補正前限度額 5, 8 6 0 万円を補正後限度額 6, 7 4 0 万円に、8 8 0 万円を増額いたしております。これは過疎債割当分が減額となったため、企業債を増額いたしております。

第 5 条、予算第 8 条に定めた経費の金額を次のように改める。職員給与費を 4 6 5 万 3, 0 0 0 円を減額いたしております。

第 6 条、第 1 0 条の次に次の 1 条を加える。債務負担行為。第 1 1 条、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり定める。壱岐市民病院地域医療研修機能向上施設整備事業、事業費 8, 5 5 8 万 4, 0 0 0 円。期間、平成 2 6 年度。限度額、7, 5 5 0 万円でございます。

本事業は、第3次長崎県地域医療再生事業の医師確保対策事業として、地域医療研修医師の受け入れの研修宿泊施設を建設するものでございます。交付金額は全体として2,000万円でございます。事業年度は25年度から26年度事業としておりまして、本予算につきまして、建築設計委託料、測量試験委託料、土地購入等を計上いたしております。26年度に本体工事を計画いたしております。建設地は、病院敷地に隣接した病院北側を予定いたしております。本日の提出でございます。

次に、6ページをお開きください。

平成25年度壱岐市病院事業壱岐市民病院会計補正予算（第2号）の実施計画書でございます。収益的収入の医業収益で、常勤医師が増加したことで診療体制が充実し、入院及び外来患者の増、診療単価の増により、1億1,463万3,000円の増額計上をいたしております。支出でございますが、医業費用のうち、企業につきましては、共済組合の退職手当負担金の減額でございます。材料費につきまして、収益増に伴い、診療材料費を2,595万6,000円を増額いたしております。

次に、7ページをお願いいたします。

予算の資本的収入及び支出でございます。資本的収入で379万円を増額いたしております。支出で、建設改良費として1,008万4,000円を増額いたしております。これは、研修医宿泊施設建設工事に伴う土地購入費及び設計委託料800万円を計上いたしております。

8ページ、9ページ、資金計画書、給与明細書、11ページには債務負担行為に関する調書、12、13ページには予定貸借対照表でございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔病院部長（左野 健治君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） これで市長提出議案の説明が終わりました。

日程第33. 陳情第4号～日程第36. 要望第4号

○議長（町田 正一君） 次に、日程第33、陳情第4号石田町妻ヶ島大型観光リゾート化に関する陳情についてから、日程第36、要望第4号佐賀県玄海町、玄海原子力発電所の、原発災害事故に於いて避難道路を確保するために、現市道の県道昇格についての要望までの4件を議題いたします。

ただいま上程いたしました陳情第4号から要望第4号の4件につきましては、お手元に写しを配付しておりますので、説明にかえさせていただきます。

○議長（町田 正一君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。次の本会議は12月9日月曜

日午前10時から開きます。

本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

午後0時10分散会
